

平成 29 年 度

立 木 第 1 回

# 入 札 の ご 案 内

(立木資格付一般競争入札物件明細書)

実施年月日：平成 29 年 9 月 26 日 (火)

場 所：千葉森林管理事務所 入札室 (1階)

時 間：13時30分締切 即時開札

## 千葉森林管理事務所

〒263-0034 千葉県千葉市稲毛区稲毛 1-7-20

電話：050-3160-6025

FAX：043-242-4658

本物件は、持続可能な森林経営が営まれ、伐採に当たって森林に関する法令に照らし手続きが適切になされた森林の立木である。

# 公 売 公 告

下記のとおり立木の一般競争入札を実施します。販売物件明細書及び国有林野事業林産物売買契約約款を参照し現物熟覧のうえ、国有林野の産物売払規程（昭和25年5月17日農林省告示第132号）及び関東森林管理局署等競争契約入札心得を厳守し入札して下さい。

## 記

- 1 入札及び開札の日時  
平成29年9月26日（火）  
入札開始13時20分  
締 切13時30分 締切後即時開札
- 2 入札及び開札の場所  
千葉森林管理事務所 入札室
- 3 郵便入札  
認めます。
  - (1) 送付場所 〒263-0034  
千葉県千葉市稲毛区稲毛1-7-2 千葉森林管理事務所
  - (2) 到着期限 9月25日（月） 16時00分必着。  
\*上記の期限以後、到着したものは、無効とします。
  - (3) その他留意事項  
封筒を二重にして内封筒に入札書を入れ、外封筒には「立木公売入札書在中」と朱書し、書留または配達証明でお送り下さい。  
なお、入札書の日付けは、入札日当日としてください。
- 4 入札物件
  - (1) 次の事項については、別添「販売物件明細書」のとおりです。
    - ア 売払番号
    - イ 物件所在地・位置図
    - ウ 伐採種（皆伐・間伐）
    - エ 国有林・分収造林・分収育林の区分
    - オ 搬出期間
    - カ 樹種・数量・収穫面積
    - キ 現地案内
  - (2) 物件毎の特約事項・入札条件等については、別添「入札条件」を参照して下さい。

## 5 入札参加者の資格

平成27年度から平成31年度の林産物の売払いに係る資格確認の交付を受けている者に限ります。

但し、次の事項に該当する者は参加することが出来ません。

- (1) 予算決算及び会計令第70条に該当する者。
- (2) 予算決算及び会計令第71条に該当する者。

## 6 入札保証金

免除します。

但し、落札者が契約を結ばないときは、入札金額の100分の5に相当する違約金を徴収します。なおこの場合、競争参加資格の取り消し、又は付与しないことがあります。

## 7 契約保証金

免除します。

## 8 入札金額及び消費税

- (1) 入札金額は消費税抜きの金額を記入して下さい。誤って消費税を加算した金額を記入した場合でも入札は有効とし、入札後には誤りの訂正及び取消は認めないので注意願います。
- (2) 入札書に記載された金額に消費税相当額8%を加算した金額（円未満の端数切捨て）をもって落札金額及び契約金額とします。

なお、契約締結以後、当該契約において特に契約書等で金額が明示されているものを除き、当該契約に係る違約金、延滞金、率で表わされるものについては、全て消費税額が加算された総契約額が対象となります。

## 9 入札における留意事項

### (1) 代理人の入札への参加

#### ア 委任状の提出

競争参加有資格者本人が入札当日出席せず代理人が入札に参加する場合は、「委任状」（別紙1-1）の提出が必要となり、委任状の提出のない者は入札に参加することはできません。

なお、年間を通じて代理人に委任する場合は、当該年度を有効とする「委任状」（別紙1-2）を提出すれば、入札の都度委任状を提出する必要はありません。

#### イ 入札書

「入札書」（別紙2）のとおり、入札者の住所、商号又は名称、代表者氏名を

記入するとともに代理人氏名の記入、押印（委任状と同じ印）が必要となります。

なお、この場合には入札者の代表者印は不要です。

## （２）無効の入札

次の各号の一に該当する入札は無効とします。

ア 競争に参加する資格を有しない者のした入札

イ 委任状を持参しない代理人のした入札

ウ 所定の入札保証金の納付又は入札保証金に代わる担保の提供をしない者のした入札

エ 記名押印を欠く入札

オ 金額を訂正した入札

カ 誤字、脱字等により意思表示が不明瞭である入札

キ 明らかに連合によると認められる入札

ク 同一事項の入札について同一人が２通以上なした入札又は入札者若しくはその代理人が他の入札者の代理をした入札

ケ 入札時刻に遅れてした入札

コ 暴力団排除に関する誓約事項（別紙３）について、虚偽又はこれに反する行為が認められた入札

サ その他入札に関する条件に違反した入札

## （３）落札者の決定

ア 開札は、指定した場所及び日時に、入札者の面前で行い、予定価格以上で最高の価格を持って入札した者を落札者とします。ただし、落札となるべき入札をした者が２名以上のときは、直ちに「くじ」で落札者を決定します。

イ 落札宣言後は、錯誤等を理由に入札無効の申し出があっても、受理しません。また、どのような事由があっても落札を無効にすることはできません。

## 10 契約の成立及び締結期限

（１）契約の締結は、契約書の作成を必要とし、双方記名押印した時に成立とします。

（２）契約の締結期限は平成29年10月2日（月）までとします。

## 11 代金の納付期限

代金の納付期限は、契約締結日から起算して20日以内とします。

## 12 代金の延納

（１）1件の売払契約代金が150万円以上の物件において、国の所有に属する物品の売払代金の納付に関する法律（昭和24年法律第176号）の定めるところにより認めます。（年利0.83%）

延納利息代金の計算方法は以下のとおりです。

延納利息代金＝（契約代金×延納期間×延納利率）÷365日

ただし、分収林契約者の持分に係る代金については、延納は認めません。

- (2) 延納担保の提供期限は契約締結日から起算して20日以内とします。
- (3) 延納期限は、1,000㎡未満は6ヶ月以内、1,000㎡以上は10ヶ月以内とします。

### 1.3 物件の引渡

- (1) 物件の引渡期限は、国有林野の産物売払規程第34条第1項及び国有林野事業林産物売買契約約款第7条第1項に基づき、代金の全部又は代金延納担保の提供があった日から15日以内とします。
- (2) 物件の引渡は、買受人立会による引渡しをしないことについての買受人の同意を得られる場合には、国有林野の産物売払規程第34条第3項第2号及び国有林野事業林産物売買契約約款第7条3項に基づき、みなし引渡を特約することも可能です。この場合、代金の全部の納入のあったとき、または代金延納担保の提供があった時に引渡しがあったものとみなします。金融機関の発行する領収書等を千葉森林管理事務所へ必ず提示してから搬出して下さい。
- (3) 引渡を受けた時は、国有林野の産物売払規程第35条に基づき、引渡領収書を千葉森林管理事務所長に提出して下さい。

### 1.4 各規程等の閲覧場所

#### (1) 販売物件明細書、契約書案

ア 販売物件明細書：千葉森林管理事務所又は千葉森林管理事務所ホームページで閲覧して下さい。

イ 契約書（案）：千葉森林管理事務所で閲覧して下さい。

千葉森林管理事務所のホームページアドレス

<http://www.rinya.maff.go.jp/kanto/tiba/index.html>

#### (2) 各規程等

ア 国有林野事業林産物売買契約約款

イ 国有林野の産物売払規程

ウ 関東森林管理局署等競争契約入札心得

エ 各種様式（別紙1：委任状、別紙2：入札書）

上記ア～エは関東森林管理局のホームページにて閲覧できます。

関東局ホーム>公売・入札情報>林産物の売払情報

ホームページを閲覧できない方は、千葉森林管理業務グループ（経営担当）

へお問い合わせ下さい。

関東森林管理局のホームページアドレス

<http://www.rinya.maff.go.jp/kanto/welcome/index.html>

## 15 その他留意事項

- (1) 入札参加者は、入札書の提出をもって「暴力団排除に関する誓約事項」(別紙3)に同意したものとします。
- (2) 本物件は、売買契約書において「持続可能な森林経営が営まれ、伐採に当たって森林に関する法令に照らし手続きが適正になされた森林の立木である」ことを証明します。なお、この記載内容をもって木質バイオマス証明となります。
- (3) 発電用バイオマス証明に関しては、買受人自らが本売買契約書の写しを添付し、任意様式により証明して下さい。
- (4) この物件は、国のほかに分収育林には、複数名のオーナーが存在し、分収造林には、契約相手方が存在し、それぞれの持分に応じた権利を有しています。したがって、この物件を落札された方は、売買代金の総額を分割し、国には納入告知書により、各オーナー及び契約相手方には口座振込によりお支払いいただくこととなります。

各オーナー毎等の振込金額と口座番号は、契約の際お知らせします。

なお、このことにかかる振込手数料については、落札者の負担となりますが、この経費については、あらかじめ予定価格から控除しておりますので申し添えます。

※各オーナー等への振込期限は、国への納入期限の日と同一日です。また、振込完了後は、振込証明書等(各オーナーへの振込を完了した証明となる書面)の写しを千葉森林管理事務所へ提出くださるようお願いいたします。

## 16 お問い合わせ

不明の点は、下記までお問い合わせ下さい。

〈問合せ先〉

千葉森林管理事務所 業務グループ(経営担当)

電話番号 050-3160-6025 FAX 番号043-242-4658

### お知らせ

農林水産省の発注事務に関する綱紀保持を目的として、農林水産省綱紀保持規程(平成19年農林水産省訓令第22号)が制定されました。この規程に基づき、第三者から不当な働きかけを受けた場合は、その事実をホームページで公表するなどの綱紀保持対策を実施しています。

詳しくは、当ホームページの「発注者綱紀保持対策に関する情報等」をご覧ください。

<http://www.rinya.maff.go.jp/kanto/apply/publicsale/koukihoji/index.html>

委 任 状

使用印鑑

代理人住所  
氏 名

上記の者を私の代理人と定め、下記権限を委任します。

記

- 1 入札年月日           平成   年   月   日
- 2 件       名
- 3 入札に関する一切の件

平成   年   月   日

住       所

商号又は名称  
代表者氏名

登録印

分任契約担当官  
関東森林管理局  
千葉森林管理事務所長 菅野泰治 殿

※本様式は標準的な例を示したものであり、上記事項が記載された適宜の様式を使用しても差し支えない。

委 任 状

私は、都合により \_\_\_\_\_ を代理人と定め、下記の権限を委任します。

委 任 事 項

1 入札に関する一切の件

2 見積もりに関する事項

3 . . . . .

4 委任期間

平成 年 月 日から平成 年 月 日

5 受任者使用印鑑

使用印鑑

平成 年 月 日

住 所

商号又は名称  
代表者氏名

Ⓜ

分任契約担当官

関東森林管理局

千葉森林管理事務所長 菅野泰治 殿



# 入 札 書

入札番号 第 号

億	千万	百万	十万	万	千	百	十	円

ただし、上記金額は消費税相当額を除いた金額であるので、契約額は上記金額に消費税相当額を加算した金額となること及び関東森林管理局署等競争契約入札心得を承知のうえ、入札します。

平成 年 月 日

分任契約担当官  
関東森林管理局  
千葉森林管理事務所長 菅野泰治 殿

(入札者)

住 所

商号又は名称

代表者氏名

Ⓜ

(代理人)

氏 名

Ⓜ

(注意事項)

- 1 金額は、円単位とし、アラビア数字を持って明記すること。
- 2 代理人による入札の場合は、「住所」、「商号又は名称」及び代理人の「記名押印」を行うこと。

## 暴力団排除に関する誓約事項

当社（個人である場合は私、団体である場合は当団体）は、下記1及び2のいずれにも該当せず、また、将来においても該当しないことを誓約します。

この誓約が虚偽であり、又はこの誓約に反したことにより、当方が不利益を被ることとなっても異議は一切申し立てません。

また、貴事務所の求めに応じ、当方の役員名簿（有価証券報告書に記載のもの。ただし、有価証券報告書を作成していない場合は、役職名、氏名及び生年月日の一覧表）を警察に提供することについて同意します。

## 記

## 1 契約の相手方として不適当な者

- (1) 法人等（個人、法人又は団体をいう。）の役員等（個人である場合は、その者、法人である場合は役員又は支店若しくは営業所（常時契約を締結する事務所をいう。）の代表者、団体である場合は、代表者、理事等、その他経営に実質的に関与しているものをいう。）が暴力団（暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号）第2条第2項に規定する暴力団を言う。以下同じ。）又は暴力団員（同法第2条第6号に規定する暴力団員をいう。以下同じ。）であるとき
- (2) 役員等が、自己、自社、若しくは第三者の不正の利益を図る目的、又は第三者に損害を加える目的をもって、暴力団又は暴力団員を利用するなどしているとき。
- (3) 役員等が、暴力団又は暴力団員に対して、資金等を供給し、又は便宜を供与するなど直接的あるいは積極的に暴力団の維持、運営に協力し、若しくは関与しているとき
- (4) 役員等が、暴力団又は暴力団員であることを知りながらこれを利用するなどしているとき
- (5) 役員等が、暴力団又は暴力団員と社会的に非難されるべき関係を有しているとき

## 2 契約の相手方として不適当な行為をする者

- (1) 暴力的な要求行為を行う者
- (2) 法的な責任を超えた不当な要求行為を行う者
- (3) 取引に関して脅迫的な言動をし、又は暴力を用いる行為を行う者
- (4) 偽計又は威力を用いて契約担当官等の業務を妨害する行為を行う者
- (5) その他前各号に順ずる行為を行う者

上記事項について入札書の提出をもって誓約します。

## 入 札 条 件

# 特 約 事 項

(1) 搬出支障木は、必要最小限としてください。支障木が発生する場合は、森林官等に連絡し、所定の手続きをしてください。

なお、保安林内及び国定公園第3種特別地域内については、伐採及び作業道等搬出施設を作設する場合は、法令により別途関係機関と協議等が必要となります。

(2) 伐採・搬出にあたっては、常に労働災害防止に努めるとともに、通行者等に注意して作業を行ってください。

なお、林道等には注意喚起の看板等の設置を行ってください。

看板設置例

立木伐採搬出作業中 購入者：〇〇林業 箇所：〇〇国有林〇〇林小班 搬出期間：(自)平成〇〇年〇〇月〇〇日 (至)平成〇〇年〇〇月〇〇日
---

(3) 伐区隣接木の保護に努めてください。

(4) 伐採等の着手・完了にあたっては、管轄の森林事務所森林官にご連絡ください。

(5) 伐採等に着手する前に、「立木販売箇所の作業計画届」を管轄の森林事務所森林官に提出してください。

(6) 区域内の既設歩道は、完了後通行の支障にならないようにしてください。

(7) 調査木については、原則すべて伐倒・搬出してください。なお、末木枝条、残材等は、沢にいれないこと。

(8) 搬出のために、作業道を作設する場合、別紙「作業道の規格・構造等の特約条項」を遵守してください。

作業道の規格・構造等の特約条項

第1 路網

1 配置

路網は、車輛系機械が安全に走行でき、かつ作業システムの効率性が効果的に発揮されるよう次の点に留意し配置する。

- ①地形・地質の安定している安全な箇所である、尾根筋を通過するよう配置する。
- ②地形に沿った屈曲線形となるよう配置する。
- ③排水を考慮した波形勾配となるよう配置する。

2 幅員

幅員は、3 m以下とする。ただし、林業機械を用いた作業の安全性及び、作業の確保に必要な区間に限って、0.5 m程度の余裕を付加することができる。

3 勾配・排水

縦断勾配は、土質や使用する機械の能力等を考慮し、集材作業を行う車両が、木材を積載し安全に上り走行・下り走行ができる、勾配で計画する。

また、縦断勾配を緩やかな波状にすることにより、こまめな分散排水を行うこととし、排水先は安定した尾根部や常水のある沢にする等して、路面に集まる雨水を安全、適切に処理する。

横断勾配は、原則として水平とするが、水平区間など危険のない場所で、横断勾配の谷側をわずかに低くする排水方法を採用する場合は、必要に応じて丸太等による路肩侵食保護工、盛土のり面の保護措置をとる。

特に、木材積載時の下り走行におけるブレーキの故障や、雨天や凍結時のスリップによる転落事故を防止するため、カーブの谷側を低くすることは避ける。

なお、カーブ区間に係る排水は、カーブ上部の入り口付近で行う。

第2 施工

1 切土

切土高は、ヘアピンカーブの入り口など局所的にやむを得ない場合を除き、1.5 m程度以内とする。

切土のり面勾配は、直切りを標準とする。ただし、切土高が高くなる場合、または、土質に応じて6分（岩石の場合は3分）とする。

2 盛土

盛土については、地山に段切りを行った上で、概ね30 cm程度の層ごとに十分に締め固める。

なお、強度を有しない土質の場合は、盛土・地山を区分せず、路体全体を概ね30 cm程度の層ごとに締め固め、路体全体として十分な強度をもたせる。

盛土のり面勾配は、概ね1割とする。盛土高が2 mを超える場合は、1割2分程度とする。

ヘアピンカーブの盛土箇所では、締め固めを繰り返し行ったり、構造物を設けるなどして、路体に十分な強度をもたせる。

盛土の土量が過不足する場合は、山側から谷側への横方向での土量調整だけでなく、前後の路床高の調整など縦方向での土量調整も行う。

### 3 簡易構造物等

構造物は、安全確保の観点や地形・地質等の制約から、必要な場合に設置する。

### 4 伐開

伐開は、幅員に応じた必要最小限の幅とする。

## 第3 周辺環境への配慮

作業道の作設中、立木の搬出中に、公道や溪流等に土砂や土石を流出・転落しないように必要な対策を講じなければならない。なお、作業道の立木搬出完了後に公道や溪流等に土砂や土石の流出や転落のおそれがある場合は、搬出完了届前に、盛土部分の原状回復等の必要な対策を講じなければならない。

## 入札物件明細書

# 入札物件明細書

平成29年度 立木 第1回公売 入札実施年月日:平成29年9月26日(火)

入札 番号	林小班	面積 ha	伐採 方法	樹種	林齢 年	径級 cm	樹高 m	本数 本	材積 m <sup>3</sup>	搬出 期間	備考
1号	5㌁1	5.39	皆伐	スギ ヒノキ 他L	57	12~54	8~25	3,227	1,306.96	36ヶ月	分収育林 保安林
2号	98㌁1	4.43	皆伐	スギ ヒノキ 他L	72	10~66	5~25	3,324	1,891.54	36ヶ月	分収造林 保安林 固定特3
	合計	9.82						6,551	3,198.50		

## 入札結果

入札 番号	入札 枚数	3 番 札		2 番 札		1 番 札		落 ・ 否
		氏名	金額	氏名	金額	氏名	金額	
1								
2								
	合計							







# 現 地 案 内

## ◎ 1号物件（上野森林事務所管内）

- 1 現地案内実施日：平成29年9月13日（水）
- 2 集 合 場 所：西原交差点 ※別紙案内図参照
- 3 集 合 時 間：10時00分
- 4 案 内 者：上野森林事務所 高木康子
- 5 連 絡 先：上野森林事務所 電話 0470-76-0254  
千葉森林管理事務所 電話 050-3160-6025

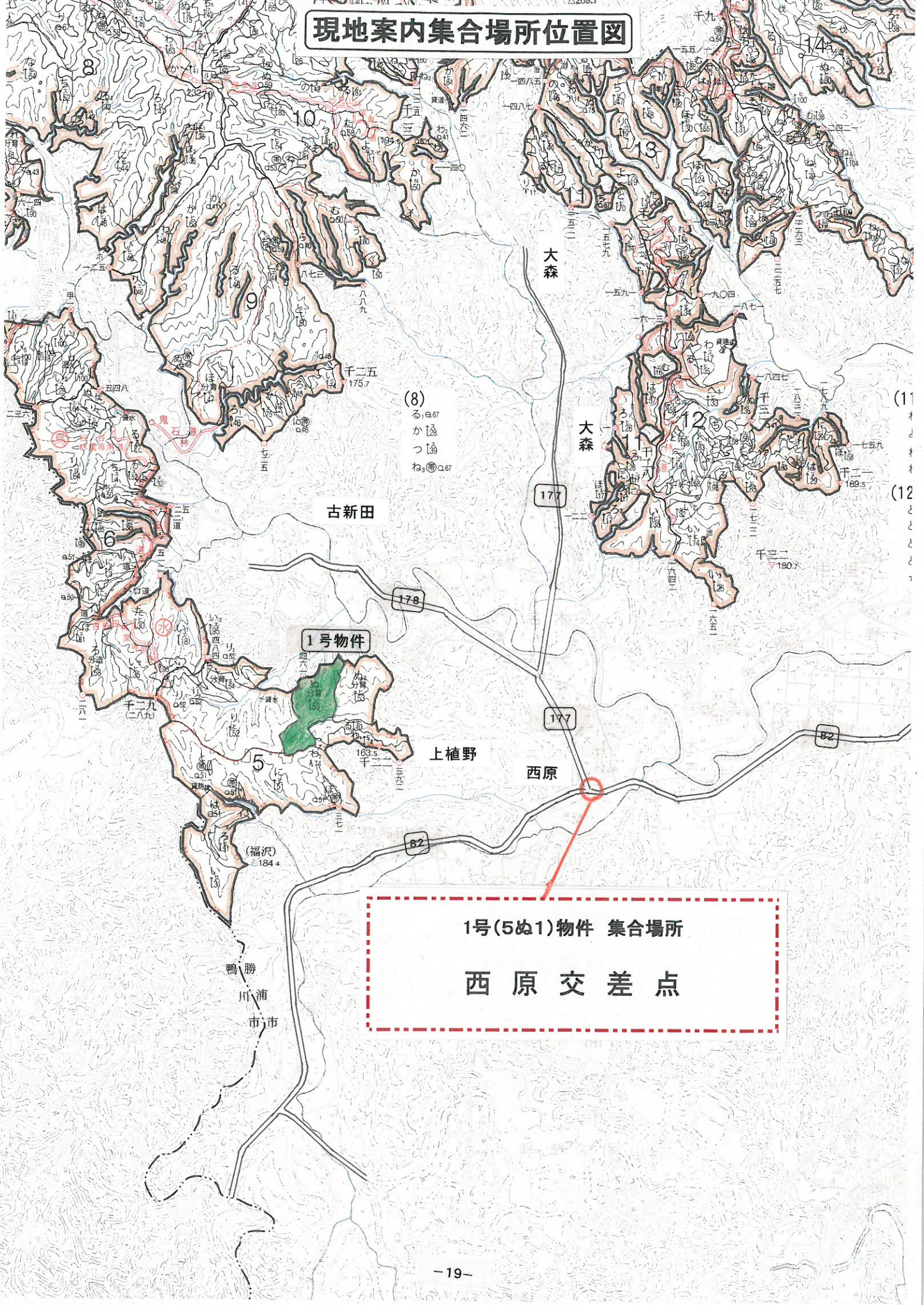
## ◎ 2号物件（湊森林事務所管内）

- 1 現地案内実施日：平成29年9月14日（木）
- 2 集 合 場 所：中部林業事務所 鬼泪山貯木場 ※別紙案内図参照
- 3 集 合 時 間：10時00分
- 4 案 内 者：湊森林事務所 田口哲也
- 5 連 絡 先：湊森林事務所 電話 0439-67-0120  
千葉森林管理事務所 電話 050-3160-6025

### \* 注意事項

- 1 当日の現地案内についてのお問い合わせは、管轄の森林事務所森林官又は、千葉森林管理事務所までお願いいたします。
- 2 当日雨天決行です。雨具等は各自ご用意ください。
- 3 当日参加できない方で、別の日時に現地案内を希望される方は管轄の森林事務所森林官又は、千葉森林管理事務所までご連絡ください。

# 現地案内集合場所位置図



(8)  
る。a.67  
か。ゆ  
つ。ゆ  
ね。o.67

1号(5ぬ1)物件 集合場所  
西原交差点

# 現地案内集合場所位置図

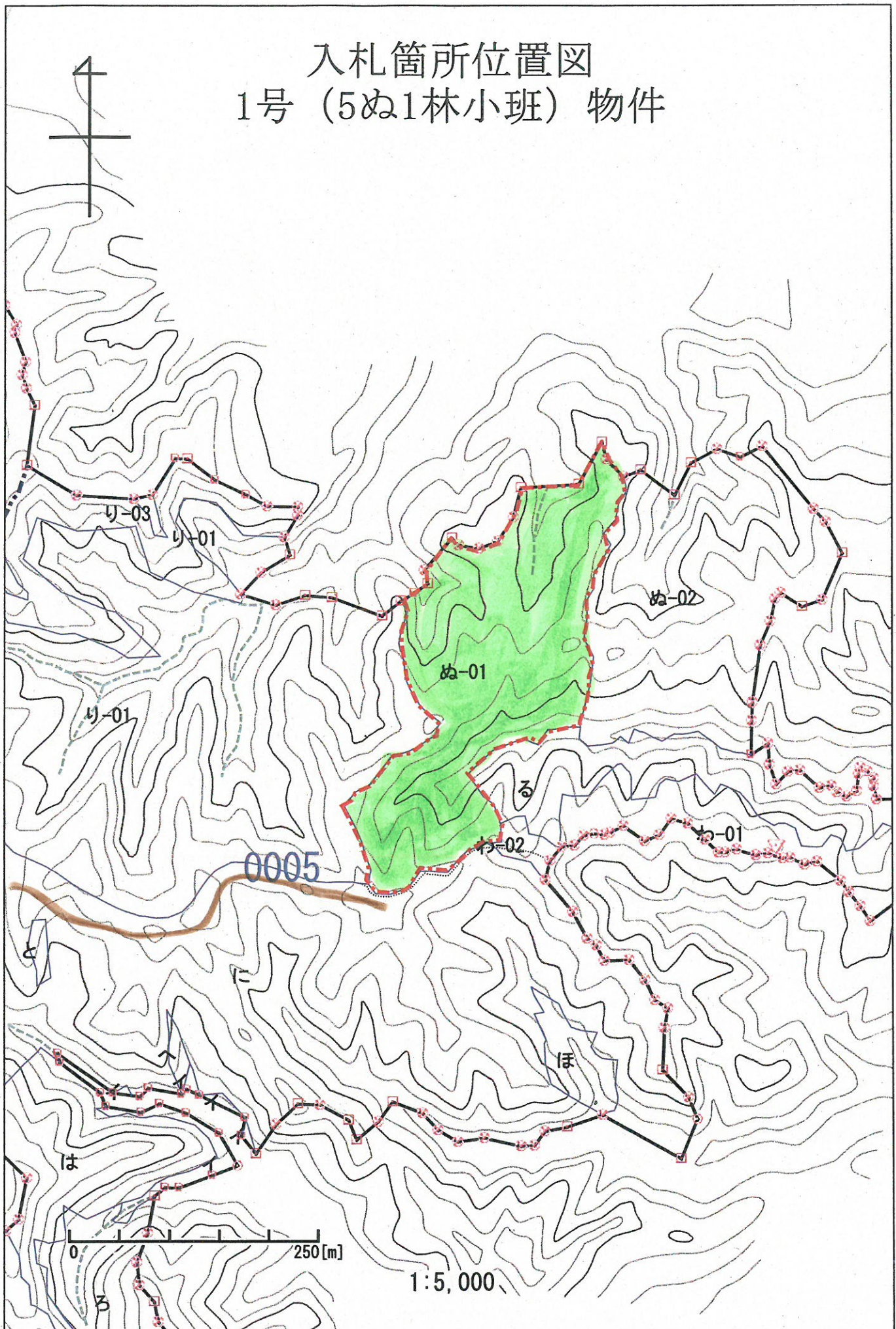


(95)  
は、分道 128  
は、分道 165

2号(98~1 3号山)物件 集合場所  
中部林業事務所 鬼泪山貯木場

(94)  
い、分道 127  
に、分道 226  
に、分道 163  
と、分道 128

# 入札箇所位置図 1号 (5ぬ1林小班) 物件



# 入札箇所位置図

## 2号 (98~1 3号山) 物件

